

# 株式会社メンバーズ 定款

## 定 款

### 第 1 章 総 則

#### 【商 号】

第 1 条 当社は、株式会社 メンバーズと称し、英文では、Members Co. ,Ltd. と表示する。

#### 【目 的】

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業の販売促進、宣伝活動の研究および企画制作
2. 通信システムによる情報の収集処理、ならびに販売に関する業務
3. 集金代行業務
4. テレビ、ラジオ、放送広告の立案制作、代理業務
5. 内外新聞、雑誌、放送、セールスプロモーション、映画、屋外、交通、ダイレクトメール、その他すべての広告およびピーアール業務
6. コンピュータを利用した情報提供サービス業務
7. インターネットのホームページの企画、制作の受託業務
8. 広告代理店業
9. コンピュータソフトウェアの販売業務
10. 市場調査またはその整理・分析業務要員の教育及び派遣
11. マーケティングに関する出版物の発行業務
12. 電子商取引（インターネット等での商品の販売）
13. 労働者派遣事業、ならびに民間職業紹介業
14. 有価証券の取得、投資、保有及び運用
15. 前各号に付帯する一切の業務

#### 【本店の所在地】

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

#### 【公告方法】

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### 【発行可能株式総数】

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とする。

### 【単元株式数】

第 6 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

### 【単元未満株式についての権利】

第 7 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新予約権の割当てを受ける権利

### 【自己株式の取得】

第 8 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### 【株主名簿管理人】

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③当社の株主名簿、および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

### 【株式取扱規則】

第 10 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 【基準日】

第 11 条 当社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

## 第3章 株主総会

### 【招集】

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

### 【招集権者および議長】

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

### 【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】

第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

### 【決議の方法】

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 【議決権の代理行使】

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

②前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 【議事録】

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名する。

## 第4章 取締役および取締役会

### 【取締役会の設置】

第18条 当社は、取締役会を置く。

### 【取締役の員数】

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

### 【取締役の選任および解任】

第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

②取締役の選任については、累積投票によらない。

③取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 【取締役の任期】

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

### 【代表取締役および役付取締役】

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会の決議により、取締役社長1名、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### 【取締役会の招集権者および議長】

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

②取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

### 【取締役会の決議】

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

**【取締役会の決議の省略】**

第 25 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

**【取締役会の議事録】**

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

②取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

**【取締役会規程】**

第 27 条 取締役会に関するその他の事項は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

**【取締役の報酬等】**

第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

**【社外取締役の責任免除】**

第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

### 【監査役および監査役会の設置】

第30条 当社は監査役および監査役会を置く。

### 【監査役の員数】

第31条 当社の監査役は5名以内とする。

### 【監査役の選任】

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 【監査役の任期】

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 【常勤監査役】

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 【監査役会の招集手続】

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

### 【監査役会の決議】

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### 【監査役会の議事録】

第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

②監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

**【監査役会規程】**

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

**【監査役の報酬等】**

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

**【社外監査役の責任免除】**

第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

### 【会計監査人の設置】

第41条 当社は、会計監査人を置く。

### 【会計監査人の選任】

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 【会計監査人の任期】

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 【会計監査人の報酬等】

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### 【事業年度】

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 【期末配当金】

第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

### 【中間配当金】

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

### 【期末配当金等の除斥期間】

第48条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

②未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。